

◆ 地域医療推進局（ 地域医療課 ・ 医務薬務課 ）

< 地域医療課 >

- 医療－ 1 救急医療の適切な利用について
- 医療－ 2 北海道の地域医療視察・体験募集
- 医療－ 3 北海道小児救急電話相談について
- 医療－ 4 北海道地域医療構想について
- 医療－ 5 北海道医療人材確保ポータルサイトについて

< 医務薬務課 >

- 薬務－ 1 かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう！
- 薬務－ 2 「ほっかいどう・おくすり情報室」の開設について
- 薬務－ 3 臓器提供意思カードをお持ちください
- 薬務－ 4 400mL 献血にご協力ください
- 薬務－ 5 骨髄ドナー登録のお願い
- 薬務－ 6 骨髄ドナー休暇制度について
- 薬務－ 7 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」
- 薬務－ 8 無資格者によるあん摩マッサージ指圧等について
- 薬務－ 9 北海道医療機能情報公表制度について
- 薬務－ 10 危険ドラッグの撲滅について
- 薬務－ 11 家庭用電気マッサージ器の正しい使用について
- 看護－ 1 看護職員の再就業を支援しています
- 看護－ 2 看護職の離職時等における届出制度「とどけるん」について
- 看護－ 3 看護職員業務従事者届について
- 医務－ 1 新型コロナウイルス感染症防止対策研修動画の掲載について

医療－1 救急医療の適切な利用について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れにより医療機関の負担が増加傾向にある中、必ずしも急を要さない軽症患者がコンビニ感覚で救急医療機関を時間外受診したり、安易な救急車の利用がみられています。このような状況が続くことにより、重症患者の医療に影響を及ぼしたり、救急医療機関に勤務する医師が疲弊し退職してしまうなど、救急医療はいま、さまざまな社会問題に直面しています。

救急医療機関は、休日や夜間における緊急処置が必要な患者さんに治療を行うための医療機関であり、通常の診療時間帯と違い、医療スタッフが少ないことなどから、限られた治療しか行うことができません。

日中から症状のある方や家庭での応急処置で様子を見られるような軽い症状の方は、通常の診療時間帯に受診するよう心がけてください。

本当に緊急性のある患者さんが速やかに治療を受けられるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】

保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係
電話 011-204-5250

医療－2 北海道の地域医療視察・体験募集

北海道では、現在北海道以外で勤務しており、北海道の市町村立病院などで勤務を考えておられる医師等を対象に、地域医療視察・体験を行っています。

自然、食の幸、アウトドア、スローライフなど盛りだくさんの北海道で、実際にまちの雰囲気や病院、診療所をご覧になってください。日程や視察・体験場所は、ご希望に沿いながら決めることとしておりますので、お気軽にご連絡ください。

【対象となる方】

現在、北海道以外で勤務されている医師で北海道の市町村立病院などで勤務を考えている方及びそのご家族の方

【費用など】

道の規定に基づき、2泊3日の旅費（交通費、日当、宿泊費）を道が負担します。
（ただし、医療機関によっては滞在費を医療機関が負担する場合があります。）

【申し込み】

下記担当あてにご連絡ください（随時、メール又は電話で受付）。

※必要に応じ、道職員がお伺いしてご希望をお伺いすることもいたします。

（担当・問合せ先）

北海道地域医師連携支援センター

（保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係）

電話 011-204-5214（直通）

Eメール hofuku.tiikiishi1@pref.hokkaido.lg.jp

（迷惑メール防止のため@を全角にしていますので、コピー&ペーストの際はご注意ください）

医療－3 北海道小児救急電話相談について

時間外における比較的軽症の小児受診が増加すると、小児科医師が疲弊するなど小児救急医療体制に影響が生じます。道では、夜間における子どもの急な発熱やおう吐、けがなどの際に、看護師や小児科医師が電話で相談に応じ、すぐに救急病院にかかる必要があるか、家庭でどのような応急手当をすれば良いのかなどのアドバイスを行う、小児救急電話相談を実施しています。

なお、電話相談は、家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

【電話相談受付時間】

毎日19時00分～翌8時00分

【電話番号】

#8000 又は 011-232-1599

※ 短縮ダイヤル「#8000」は、ご家庭のプッシュ回線及び携帯電話からご利用いただけます。（IP電話、ひかり電話及びPHSからはつながりません）

【相談体制】

小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。

医療－４ 北海道地域医療構想について

今後高齢化が進む中で、慢性疾患や複数の病気を抱える方が増えていきます。このため、医療のあり方も、これまでの「治すことを重視した医療」から、治すだけではなく、生活の質を重視しながら、患者の方々が住みなれた地域で暮らしていくことを「支える医療」に変わっていく必要があります。

北海道では、このような医療のあり方や人口構造の変化に対応し、リハビリテーションや在宅医療など、それぞれの患者の方々の状態に応じた医療サービスを提供できるバランスのとれた医療提供体制の構築を目指し、「北海道地域医療構想」を平成28年(2016年)12月に策定しました。

医療機関の役割分担や連携、在宅医療推進の必要性、かかりつけ医を持つことの重要性などについて、皆さまのご理解をお願い申し上げます。

詳しくは、地域医療課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/iryokeikaku/chiiikiiryokousou.html>

(で検索)

【問い合わせ】

保健福祉部地域医療推進局地域医療課地域医療係

電話 011-206-6942

医療－５ 北海道医療人材確保ポータルサイトについて

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が年々減少する中で、病院従事者数は増加傾向にあるものの、養成施設等における入学者の確保が厳しい状況にあるなど、労働力の確保が今後より一層厳しくなることが見込まれていることから、「北海道医療計画」(H30～R5)に基づき、中長期的な視点で医療人材を継続的に確保していくための対策を講じること、さらには、病床機能の分化・連携や在宅医療の充実など、「北海道地域医療構想」を推進する上で、医療従事者の確保・養成による地域偏在の解消に向けた取組を進める必要があります。

こうした中、道としては、「将来の医療を担う人材の確保」や「医療機関における勤務環境改善」、「道外からの移住促進や潜在有資格者の掘り起こし」など、各種事業の着実な実施はもとより、道民の皆様への情報提供にも積極的に取り組むこととしており、このポータルサイトでは、中高生やその保護者、進路指導担当教員の方々をはじめ、医療従事者、医療機関、市町村、地域住民等の皆様にとって、参考となる様々な情報を取りまとめておりますので、御活用くださるようお願いいたします。

詳しくは、ポータルサイト(地域医療課ホームページ)をご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/iryoujinzai.html>

(で検索)

【問い合わせ】

保健福祉部地域医療推進局地域医療課企画調整係

電話 011-204-5248

薬務－１ かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう！

○ かかりつけ薬剤師・薬局とは

- ・ かかりつけ薬剤師・薬局とは、患者の服薬情報の管理や、患者の過去の副作用情報の把握や在宅での服薬指導等、日頃から患者と継続的に係わることで信頼関係を構築し、薬に関していつでも気軽に相談できる薬剤師、薬局のことをいいます。
- ・ 調剤してもらいたい薬局は、患者さんが自由に選ぶことができます。
- ・ 自宅の近くやいつも行く商店街の薬局など、自分が一番気軽に、また、安心して相談できる薬局を「かかりつけ薬局」に決めましょう。
- ・ 「かかりつけ薬局」を決めることにより、薬局では患者さんの体質や今まで服用した薬の種類などのデータである「薬歴」を管理することができ、それをもとに薬の重複投与や相互作用の発生を未然に防止することができます。

○ かかりつけ薬剤師・薬局を上手に利用する「コツ」

☆ 調剤してもらう薬局では、薬のことなど薬剤師に何でも気軽に相談しましょう。

- ・ 1日3回っていうけど、飲み忘れたらどうしたらいい？
- ・ 妊娠しているけれどお薬を飲んで大丈夫？
- ・ 薬局で買った大衆薬や食べ物との飲み合わせは？
- ・ 薬と牛乳やジュースと一緒に飲んでもいい？

など、相談したいことがたくさんありますよね。

☆ 薬局の薬剤師は、患者さんから聞いたことを他の人に話すことは、法律で厳しく禁じられています。安心して相談しましょう。

☆ 薬局では患者さんごとに、薬の処方内容や時期、患者の体質、アレルギー歴、副作用歴などを薬歴カードに記録し、このデータは患者さんの医薬品の適正使用のために役立てられます。

【問い合わせ先】

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係

電話 011-204-5265

薬務ー2 「ほっかいどう・おくすり情報室」の開設について

(目的)

近年、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進やセルフメディケーション税制の導入などにより、医薬品を取り巻く環境の変化に伴い、医薬品などに関する正しい知識は、ますます重要となっております。

このことから、道民の医薬品や健康食品などの相談に対応するため、（一社）北海道薬剤師会内に「ほっかいどう・おくすり情報室」を設置し、医薬品の効能・効果や副作用などの相談業務を行っております。

(相談内容)

- ・ 医薬品の効能、効果
- ・ 医薬品の副作用
- ・ 医薬品の飲み合わせ
- ・ 健康食品、化学物質、家庭用品に関する情報 等

【問い合わせ先】

「ほっかいどう・おくすり情報室」

○ 設置場所 北海道薬剤師会内

○ 受付時間等

- ・ 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～12：00 / 13：00～16：00

- ・ 相談の受付は電話による。

- ・ 電話番号 011-815-0093

薬務ー3 臓器提供意思カードをお持ちください

臓器移植は、心臓や腎臓、角膜など各種臓器の機能障害に苦しむ患者さんにとって大きな希望となっております。

臓器移植は、善意による臓器の提供があつてこそ成り立つ医療です。「あげたい」「あげたくない」というどちらの意思も尊重されます。

大切な家族とよく話し合つて、自分の意思を「臓器提供意思表示カード」並びに「運転免許証」及び「健康保険証」の裏面に表示し、お持ちください。

「臓器提供意思表示カード」は、保健所、市町村、医療機関、薬局、郵便局、警察署、運転免許センターなどの窓口にあります。

【問い合わせ先】

詳しくは、最寄りの保健所

または（公社）日本臓器移植ネットワーク札幌オフィス（011-209-1490）にお問い合わせください。

薬務－４ ４００ｍＬ 献血にご協力ください

献血は、輸血を必要としている患者さんに使用されて、初めて献血者の善意が生きてくるものです。現在、輸血用の血液製剤はすべて皆さんの献血血液で確保され、尊い生命が救われています。

しかし、医療技術が進んだ現在でも、輸血によって副作用の発生が見られることがあります。治療の際に８００ｍＬの輸血を必要とする場合、２００ｍＬ献血（男女１６～６９歳）では４人分の血液が必要ですが、４００ｍＬ献血（男性１７～６９歳、女性１８～６９歳）では２人分の血液で間に合います。

これによって輸血で起こる副作用などを大幅に減少させることができ、治療効果の高い、より安全な輸血が期待できます。大切な生命を守るため、４００ｍＬ献血にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や企業の在宅勤務などにより、献血にご協力いただける方が非常に減少しております。輸血を待つ患者さんとその家族のため、一人でも多くの皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、患者さんに、より安全な血液製剤を供給するため、エイズの検査を目的とした献血はお断りしています。

詳しくは、最寄りの血液センター、保健所、または市（区）役所、町村役場へお問い合わせください。

薬務－５ 骨髄ドナー登録のお願い

白血病や再生不良性貧血など血液難病の有効な治療法である骨髄移植を普及するため、平成３年１２月に財団法人骨髄移植推進財団が設立され、骨髄ドナー登録等の公的骨髄バンク事業が行われています。

骨髄移植が成功するには、患者とドナーにおける白血球の型（HLA型）が一致しなければならず、非血縁者では数百から数万人に１人しか一致しないと言われていました。

遺伝子レベルで９０％の患者さんに適合するドナーを見出すためには、約３０万人程度のドナー登録が必要といわれており、今なお多数の患者さんが骨髄移植を希望しています。

骨髄の提供をしてくださる方が増えれば、それだけ骨髄移植を希望する患者さんが救われます。

骨髄ドナー登録についてご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

詳しくは、北海道骨髄バンク推進協会にお問い合わせください。

電話 011-846-1730

薬務－６ 骨髄ドナー休暇制度について

骨髄ドナー休暇制度とは、ドナーとなって造血幹細胞を提供するために、必要な外来受診や入院のために取得する休暇を有給休暇ではなく、特別休暇の１つとして制度を設けることです。

骨髄ドナーの方は、骨髄提供時に、入院や通院に１０日ほどが必要となり、会社を休んで対応しなければなりません。職場にドナー休暇があると、ドナーである従業員の方が休暇を取りやすくなると言われています。骨髄ドナー登録者が、提供を辞退する理由の中で多いものとして、「仕事への影響があると思うため」、「仕事の都合がつかなかったため」が挙げられています。

勤務先に、「骨髄ドナー休暇制度」を設けることは、ドナーにとって心理的・肉体的負担の大きな軽減となります。

また、ドナーから造血幹細胞を提供することで、多くの患者さんの命を助けることにつながり、社会的にも大きな意義があります。

従業員の就業上の負担を軽減するため、ドナー休暇制度の整備について、ご検討をお願いします。

公益財団法人日本骨髄バンクでは、より導入しやすい環境作りのため、専任の職員を企業・団体等へ派遣し、ドナー休暇制度導入に向けて、詳しい説明を行っています。導入をご検討されている場合は、日本骨髄バンクの窓口までご連絡ください。

【問い合わせ先】

日本骨髄バンク 広報渉外部ドナー休暇制度担当

電話：03-5280-8111（平日：9:00～17:00）

薬務－7 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用とは、遊びやおもしろ半分で、薬物を不正に使ったり、悪用したりすることです。たとえ1回だけでも乱用となります。

薬物の乱用は、脳などを冒し、その害は半永久的に続きます。自分の意志ではやめられなくなってしまふ「依存症」もあります。

また、妄想や幻覚によって殺人、放火等の重大犯罪を起こすこともあり、薬物の乱用は「個人の自由」とか「自分だけは大丈夫」といった乱用する人だけの問題ではありません。薬物乱用を許さない社会環境をつくるのが大切です。私たちの身近な所から薬物乱用をなくしていきましょう。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

【問い合わせ先】

詳しくは、最寄りの保健所又は保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬物対策係にお問い合わせください。

電話 011-204-5265

薬務－8 無資格者によるあん摩マッサージ指圧等について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うには、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許が必要です。

無資格者（日本の免許を有しない者）によるあん摩等の施術は違法行為であり、人の健康に害を及ぼすおそれがあります。

施術を受けられる際には、無資格者による施術が、人の健康に害を及ぼすおそれがあることを理解され、施術者が有資格者であることをご確認ください。

なお、有資格者が業務を行う場合には、保健所に届出することになっています。

【問い合わせ先】

詳しくは、最寄りの保健所又は保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係にお問い合わせください。

電話 011-204-5989

薬務－9 北海道医療機能情報公表制度について

道では、道民や患者さんによる医療機関や薬局の適切な選択を支援することを目的に、施設の名称や電話番号、診療・営業時間などの基本的な情報をはじめ、病院、診療所、助産所においては、保有する施設設備や対応することができる治療内容などの医療機能について、薬局においては、薬剤師数や患者数、お薬手帳の交付などの機能について、医療機関等から報告いただいた情報を北海道のホームページや各保健所において公表しております。

<https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenu1t01.aspx>

【問い合わせ先】

（病院、診療所、助産所）

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係

電話 011-204-5989

又は、最寄りの保健所へお問い合わせください。

（薬局）

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係

電話 011-204-5265

又は、最寄りの保健所へお問い合わせください。

薬務－１０ 危険ドラッグの撲滅について

危険ドラッグの摂取による救急搬送や交通事故等の被害事例が全国的に多発し、深刻な社会問題となっています。

道では、危険ドラッグを撲滅するため、危険薬物の迅速な指定などを盛り込んだ「北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例」を制定し、平成２７年９月１日から施行しました。

「危険ドラッグを作らせない、売らせない、使わせない」を合い言葉に、危険ドラッグの撲滅に取り組んでまいりますので、危険ドラッグ販売などの情報を入手した場合には、最寄りの保健所又は保健福祉部にお知らせいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

詳しくは、最寄りの保健所又は保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係にお問い合わせください。

電話 ０１１－２０４－５２６５

薬務－１１ 家庭用電気マッサージ器の正しい使用について

家庭用ローラー式電気マッサージ器をカバーのない状態で使用することにより、衣服が巻き込まれ窒息死する事故が繰り返し発生しております。

平成２９年７月には、道内で全国６例目の死亡事故が発生しておりますので、該当製品をお持ちの方は、すぐに使用を中止し次の連絡先に御連絡願います。

【該当製品】

- ・ 製造販売業者名：株式会社的場電機製作所（埼玉県川越市）
- ・ 製品名称：アルビシェイプアップローラー、シェイプアップローラーⅡ
- ・ 製造年：昭和５８年～平成８年製造
- ・ 該当製品の写真：次のホームページで公表
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/kateikiki.htm>)

【問い合わせ先】

（的場電機製作所）

電話 ０１２０－０１－２２５１、０４９－２３１－２２５５

（道庁）

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係

電話 ０１１－２０４－５２６５

又は、最寄りの保健所へお問い合わせください。

看護－１ 看護職員の再就業を支援しています

北海道看護協会が運営している北海道ナースセンターでは、お仕事を探している看護職と人材を探している施設の方に無料で職業紹介をしています。

看護職の方へ、再就業の相談や復職支援のための研修会（集合研修）、再就業のための体験研修（施設実習）、就業相談会、広報誌・求人情報の発行など再就業のための様々な支援を行っています。

また、求人施設の方へ、求人条件等の相談、求職者とのマッチング、eナースセンター（24時間求人・休職情報が検索可能）の活用方法の相談などの支援を行っています。

詳しくは、北海道ナースセンターのホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

詳しくは、北海道ナースセンターへお問い合わせください。

電話 ０１１－８６３－６７９４

看護－２ 看護職の離職時等における届出制度「とどけるん」について

2015年10月から「看護師等の届出制度」が始まりました。

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許をお持ちで、現在、これらのお仕事に就いていない方に、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、氏名や連絡先などを都道府県「ナースセンター」へ届け出ていただく制度です。

北海道ナースセンターでは、看護職の相談員がキャリアプランの実現も含めて再就業をサポートします。また、届出情報をもとにライフスタイルに合わせて復職に向けた研修や無料の職業紹介など情報提供等の支援を行っています。

届出方法は、インターネットまたは届出票により、本人が直接届け出る方法と職業先が代行する方法があります。

詳しくは、看護師等の届出サイト「とどけるん」をご覧ください。

(<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>)

【問い合わせ先】

詳しくは、北海道ナースセンターへお問い合わせください。

電話 011-863-6794

看護－３ 看護職員業務従事者届について

看護職員業務従事者届の提出は、保健師助産師看護師法第33条により義務づけられており、業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師は2年に1度、12月31日現在の就業状況を北海道知事に届出なければならないことになっております。令和2年はその該当年になります。所定の届出様式に記入の上、下記届出先まで提出してください。

届出様式は、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係ホームページよりダウンロードできます (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/soukatsu/newindex/knggroup.htm>)

勤務地	提出先
札幌市 旭川市 函館市 小樽市	北海道保健福祉部医務薬務課 看護政策係 住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (内線 25-360)
北斗市 (権限委譲)	北斗市役所 民生部保健福祉課 住所 〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号 電話 0138-73-3111
南幌町 (権限委譲)	南幌町役場 保健福祉課健康子育てグループ 住所 〒069-0235 南幌町中央3丁目4番26号 南幌町保健福祉総合センター「あいくる」内 電話 011-378-5888
上記以外の 市町村	勤務地を管轄する振興局(※道立保健所)に届け出てください。 ※ 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室 ※ 各総合振興局(振興局)保健環境部〇〇地域保健室

【その他問い合わせ先】

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

(TEL 011-231-4111 内線25-360)

医務－１ 新型コロナウイルス感染症防止対策研修動画の掲載について

道において、新型コロナウイルス感染症による院内感染の防止を目的として、医療従事者等に向けた研修動画の作成を行いました。研修動画はYouTubeに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。また、各保健所に研修動画のDVDがございますので、ご入用の際は、お問い合わせください。

※北海道保健福祉部医務薬務課のホームページにYouTubeへのリンクが掲載されております。

よろしければ、ご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kennsyuudouga.htm>)

【問い合わせ先】

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係

電 話 011-204-5989

又は、最寄りの保健所へお問い合わせください。